



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更（道路管理課） 1
- 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 人事委員会事項**
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

沖縄県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和8年3月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 36号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市兼箇段当原907番1から うるま市兼箇段当原924番3まで	11.8m ~ 14.7m	22.6m
新	うるま市兼箇段当原907番1から うるま市兼箇段当原924番3まで	11.8m ~ 17.8m	22.6m

沖縄県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和8年3月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の占用を制限する区域及び図面縦覧場所

占用を制限する区域	図面縦覧場所
国道505号（名護市字呉我真利原1148番1地内及び今帰仁村字仲宗根105番5から字仲宗根219番まで）	沖縄県北部土木事務所
県道名護本部線（本部町字伊野波佐伊土間原236番1地内）	沖縄県北部土木事務所

- 2 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため
- 4 占有の制限の開始の日 令和 8 年 3 月 10 日

沖縄県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字兼城
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 2 月 5 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

人事委員会事項

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 10 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 4 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第14号中「国民スポーツ大会」の次に「、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会」を加え、「承認した」を「別に定める要件の全てを満たす」に改め、「公共的行事へ参加する場合」の次に「であって、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条第14号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる職務に専念する義務の免除の申請について適用し、同日前に行われた職務に専念する義務の免除の申請に係る同号の規定の適用については、なお従前の例による。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地 1
--	--